

答 申 情 第 3 5 号

平成25年12月18日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成25年8月8日付け教総人第2554号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

教員採用試験選考資料の公文書一部公開決定についての異議申立てに対する決定
(諮問情第64号)

(別紙)

1 審査会の結論

実施機関が非公開とした部分のうち、判定がBの際の評価については、公開すべきである。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成25年3月28日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、合否を判定する会議の場で使われた資料や文書（成績一覧表等）その他平成25年度京都市立学校教員採用選考試験に関する公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求のうち「合否を判定する会議の場で使われた資料や文書（成績一覧表等）」との請求に係る公文書として「平成25年度教員採用選考試験（第1次）選考資料」及び「平成25年度教員採用選考試験（第2次）選考資料」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、本件公文書のうち、受験者の受験番号、氏名等、個人の特定に繋がる部分（以下「本件非公開部分」という。）の公開をせず、その他の部分を公開するととの公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成25年5月10日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第7条第1号に該当

受験者の受験番号、氏名等、個人の特定に繋がる情報については、これらを公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 異議申立人は、平成25年7月9日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分のうち、「判定が“B”（不合格）の際の評価（5段階及び3段階）」（以下「不合格の際の評価」という。）及び「特定の受験者の得点内訳」を非公開とした部分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、不合格の際の評価及び特定の受験者の得点内訳を非公開とした部分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

公文書一部公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関

の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 教員採用選考試験の概要

ア 教員の採用に当たっては、教育公務員特例法第11条の規定により、選考によるものとし、その選考は、任命権者である教育委員会の教育長が行うと定められている。そして、教員採用選考試験（以下「採用試験」という。）の実施にあたっては、求める人物像にかなった、人間性や社会性、専門性等、幅広い能力、適性を有する教員としてふさわしい人材を確保するため、当委員会において選考方法や選考基準を定めている。

イ 採用試験は第1次試験と第2次試験から成り、それぞれの試験で実施する試験種別（面接試験、筆記試験など）は、出願区分（幼稚園、小学校などの校種や職種）、教科（英語、数学など）等（以下「出願区分」という。）によって異なる。

例えば、出願区分を小学校とする受験者は、第1次試験で面接試験（個人面接）及び筆記試験（一般・教職教養試験及び専門試験）を受験し、その合格者は、第2次試験で面接試験（集団面接）、論文試験、模擬授業及び実技試験を受験することとなる。ただし、前年度の教員採用選考試験の第1次試験の合格者や一定の職歴を有する者等については、第1次試験の個人面接を免除したり、試験の方法を替えて実施したりするといった特例もある。

ウ 第1次試験と第2次試験のそれぞれの合否は、基準点方式（実施機関の定めた基準点に満たない受験者は他の試験の成績にかかわらず不合格とする方式）を採用する筆記試験などの試験種別で基準点に満たなかった者を不合格とし、基準点方式を採用しない各試験種別の合計得点の上位者から順に決定する。

エ そして、合否の決定後、実施機関から全受験者に対して結果の通知を行う。その際、出願時に希望のあった不合格者については、不合格の際の評価（第1次試験については上位の「1」から下位の「5」までの5段階、第2次試験については上位の「1」から下位の「3」までの3段階）を付記して通知を行っている。

なお、通知の際、試験種別ごとの得点や合計得点については記載していない。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、平成25年度京都市立学校教員採用選考試験の第1次試験及び第2次試験の合否を決定する際に作成したものである。

イ その記載内容は、第1次試験、第2次試験のそれぞれについて、各受験者の受験番号、氏名、試験種別ごとの得点、合計得点、合否判定（合格の場合は「A」、不合格の場合は「B」）、不合格の際の評価であり、それらを合計得点の高得点順に整理し、選考区分ごとの一覧にしている。

(3) 条例第7条第1号に該当することについて（特定の受験者の得点）

ア 受験者の得点（試験種別の得点及び合計得点）は、特定の受験者のものであることが容易に識別できる場合には、条例第7条第1号の「個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないもの」に該当するため、非公開とすべきである。

イ 本件公文書中の得点が特定の受験者のものであることが容易に識別できるか否かについては、合否判定、不合格の際の評価、試験の免除等の諸条件から個別具体的に判断すべきである。

例えば、ある出願区分中の合格者が1名の場合、本件公文書中の得点が合格した受験者のものであることは容易に識別できるため、得点を非公開とするべきである。

また、同じ出願区分に合格者が2名いる場合も、一方が個人情報開示請求を行えば、もう一方の得点分かるため、本件公文書中の得点が特定の受験者のものであることが容易に識別できるといえ、それぞれの得点を非公開とするべきである。

そして、非公開とすべき場合は、合格者が2名以下の場合に限らない。不合格となった受験者も、常勤講師、非常勤講師等として、その45%程度が学校で勤務する。特定の条件に当てはまる者が2名以下の場合（不合格者が2名以下の場合や試験の免除を受けた者が2名の場合など）は、常に一方の受験者から他方の受験者が容易に識別できるといえるため、それぞれの得点を非公開とすべきである。

ウ 上記ア及びイで述べたとおり、特定の受験者の得点は非公開とすべきであるが、得点を非公開とすべき「特定の受験者」は必要最小限度でなければならない。不合格の際の評価は、不合格者を3又は5の段階に区分するものであり、これを公開すると、不合格の際の評価の各段階において「特定の受験者」が生じ、非公開部分が拡大することになる。そのため、本件処分においては、「特定の受験者」を必要最小限度にするために、不合格の際の評価を非公開としている。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定の受験者の得点内訳が非公開になっているのはなぜか。特に、ボーダー（合否の境界圏）にいる受験者の得点が非公開になっていると、点数の逆転など不整合な結果が秘匿あるいは隠ぺいされるのではないかという疑義が生じる。公開することによって個人がすべて特定されるとは考えにくい。透明性を確保するために公開すべきである。
- (2) 判定が“B”（不合格）の際の評価（5段階及び3段階）を隠す必要はないのではないか。個人が特定されるとは考えられず、公開することが妥当である。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成25年度京都市立学校教員採用選考試験の第1次試験及び第2次試験の選考資料であり、第1次試験、第2次試験のそれぞれの選考区分ごとに作成されており、各受験者の受験番号、氏名、試験種別ごとの得点、合計得点、合否判定（合格の場合は「A」、不合格の場合は「B」）、不合格の際の評価（5段階又は3段階）が記載されている。

実施機関は、各受験者の受験番号、氏名及び不合格の際の評価をすべて非公開とするとともに、それぞれの出願区分ごとに、合格者、不合格者又は「特定の受験者」が2名以下の場合の当該2名以下の受験者の得点（試験種別ごとの得点及び合計得点）を非公開としている。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号の解釈に関する基本的考え方について

条例第3条は、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならないとしている。したがって、条例第7条第1号の解釈に当たっては、条例第3条に従い、個人に関する情報の保護について十分留意する必要があることを踏まえ、判断する。

イ 採用試験の得点について

採用試験の成績は、個人に対する評価に結びつくおそれのある情報であるから、通常他人に知られたいくない情報であると言える。特に、教員という職務の性格上、採用試験の成績が、他人に知られ、その得点が流布された場合、当該個人の教員としての力量に直結する情報であると誤解され、職務の遂行に支障を及ぼすような状況が生じるおそれがないとは言い切れないものと考えられる。

この点、異議申立ての理由も、公開することにより個人が特定できるとは考えにくいというものであり、得点は通常他人に知られたいくないものであることを認めていると考えられる。

したがって、争いとなっているのは、本件非公開部分が、公開することにより、個人が識別され得るかどうかという点であるので、以下検討する。

ウ 2次試験の合格者が1名又は2名の場合

2次試験の合格者が1名の場合は、市立学校の教員という職種の性格から、一般に個人が識別し得る可能性が高いものと考えられる。

2次試験の合格者が2名の場合、そのうちの一方が個人情報開示請求を行い、自分

の得点を知れば、他方の得点分かり、出願区分ごとの合格者は相互に交流があると考えられるから、特定の個人が識別できる可能性が高いと考えられ、上記イの当該個人情報明らかになった際の影響の大きさを考えると、条例第7条第1号に該当するものであると判断する。

エ 受験者中の一定の条件（1次試験の一般・教職教養試験の免除の有無、2次試験の個人面接の有無）を満たす者が1名又は2名の場合

採用試験の募集要項において、どのような経歴の者が1次試験の一般・教職教養試験を免除され、また、2次試験の個人面接を課されるかが公にされている。

(ア) 2次試験の合格者の中で一定の条件を満たす者が1名の場合は、他の教員等から、それが誰であるかは容易に知ることができる情報であると考えられる。

(イ) 2次試験の合格者の中で一定の条件を満たす者が2名の場合は、上記ウのとおり、出願区分ごとの合格者の交流があると考えられることから、合格者はお互いにその経歴、すなわち一定の条件を満たす者であるかどうかは十分知り得ると考えられるため、そのうちの一方が個人情報開示請求を行い自分の得点を知れば、他方の得点分かる可能性が高いと考えられる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の場合は、2次試験の合格者に比べると個人が識別される可能性は低いと考えられるが、実施機関の説明によると、不合格者の約45%程度が講師等として市立学校に勤務しているとのことであり、合格者と同様に学校現場にいるということを考えると、上記(ア)及び(イ)に準じた状況が存在すると考えられる。

(エ) 以上から、受験者中の一定の条件を満たす者が1名又は2名の場合も、当該受験者の得点は、条例第7条第1号に該当すると判断する。

オ 判定がB（不合格）の際の評価について

実施機関は、試験結果の通知の際、不合格者のうち希望する者に対して、Bのどの区分であったかを明らかにしているため、不合格の際の評価を公開すると、それぞれの区分ごとに新たに一定の条件を満たす者が1名又は2名になる状況が生じ、更に得点が非公開となる人数が増えると主張する。

しかし、これは不合格となった受験者が自己のBの区分を他人に知らせることがなければ成り立たない議論であり、受験者の経歴に比べ、その事実が他人に知られる可能性は相当に低いのであるから、当審査会としては、そこまで個人識別の可能性を広げて解釈することはできないと判断する。

よって、不合格の際の評価については、個人を識別し得る情報には当たらず、条例第7条第1号に該当しないと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成25年 8月 8日 諮問

9月 6日 実施機関からの理由説明書の提出

10月 9日 実施機関の職員の理由説明（平成25年度第5回会議）

11月13日 審議（平成25年度第6回会議）

12月18日 審議（平成25年度第7回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書は提出されなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）